

## 7. 事業者・消費者としての取組

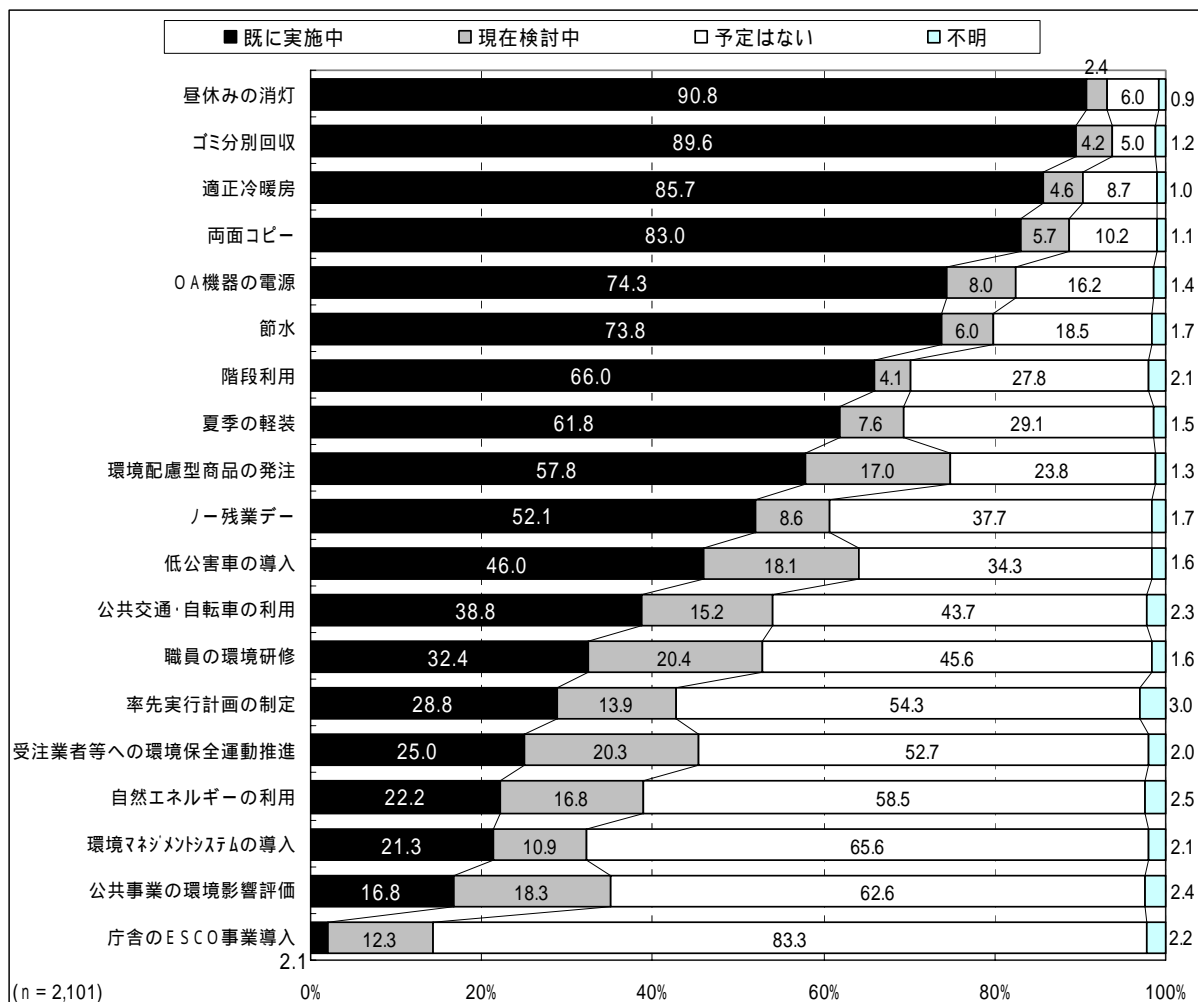
### 7-1 事業者・消費者としての環境保全に資する率先実行

#### (1) 環境保全に資する率先実行行動 (問 19)

##### 【全体的な傾向】

- 事業者・消費者として地方公共団体が自ら率先している環境保全行動は、大きく2分類できる。一つは、「既に実施中」の割合が6割以上で、取組の19項目の中で上位を占める“職員個人レベルのオフィスでできる環境配慮行動”であり、『昼休みの消灯』(実施中 90.8%)から『夏季の軽装』(同 61.8%)までの8項目である(図表 3-71)。
- 一方、下位 11 項目は“組織として体制やシステム構築が必要な環境配慮行動”であり、『環境配慮商品の発注』(実施中 57.8%)から『庁舎のESCO事業導入』(同 2.1%)までである。今後の取組の進展が期待される。

図表 3-71 事業者・消費者としての環境保全に資する率先実行状況(全体)



【基本属性別の特徴】

- “ 職員個人レベルのオフィスでできる環境配慮行動 ” については、すべての項目でほぼすべての都道府県と政令指定都市にて既に実施されている。市区町村でもおおむね 6 ～ 9 割の団体において、すべての項目が実施されている（図表 3-72）。
- “ 組織として体制やシステム構築が必要な環境配慮行動 ” については、現在検討中の多い『庁舎の E S C O 事業導入』を除いて、都道府県では 8 割以上の団体が、政令指定都市ではほぼすべての団体が既に実施している。『受注業者等への環境保全運動推進』の実施は全体に比べて少なく、7 ～ 8 割に留まっている。市区町村では、すべての項目において実施率は少ないが、『環境配慮型商品の発注』（56.6%）と『ノー残業デー』（50.7%）は 5 割を超える。

図表 3-72 事業者・消費者としての環境保全に資する率先実行状況（基本属性別）

（職員個人レベルのオフィスでできる環境配慮行動） ( % )

率 先 実 行 項 目	都道府県 n = 47		政令都市 n = 13		市区町村 n = 2,041	
	実施中	検討中	実施中	検討中	実施中	検討中
(1) 昼休みの消灯	97.9	0.0	100.0	0.0	90.5	2.4
(2) ゴミの分別回収	97.9	0.0	100.0	0.0	89.3	4.4
(3) 適正冷暖房	97.9	0.0	100.0	0.0	85.4	4.7
(4) 両面コピー	97.9	0.0	100.0	0.0	82.6	5.8
(5) O A 機器の電源	95.7	0.0	100.0	0.0	73.7	8.3
(6) 節水	97.9	0.0	100.0	0.0	73.1	6.2
(7) 階段利用	91.5	0.0	84.6	7.7	65.3	4.2
(8) 夏季の軽装	97.9	0.0	84.6	7.7	60.8	7.8

（組織として体制やシステム構築が必要な環境配慮行動） ( % )

率 先 実 行 項 目	都道府県 n = 47		政令都市 n = 13		市区町村 n = 2,041	
	実施中	検討中	実施中	検討中	実施中	検討中
(1) 環境配慮型商品の発注	97.9	0.0	100.0	0.0	56.6	17.5
(2) ノー残業デー	97.9	0.0	100.0	0.0	50.7	8.8
(3) 低公害車の導入	97.9	0.0	100.0	0.0	44.5	18.6
(4) 公共交通・自転車の利用	85.1	4.3	92.3	7.7	37.4	15.5
(5) 職員の環境研修	95.7	2.1	100.0	0.0	30.5	21.0
(6) 率先実行計画の制定	97.9	0.0	100.0	0.0	26.8	14.3
(7) 環境保全運動推進	78.7	12.8	69.2	7.7	23.5	20.5
(8) 自然エネルギーの利用	83.0	12.8	92.3	7.7	20.3	17.0
(9) 環境マネジメントの導入	91.5	4.3	100.0	0.0	19.2	11.2
(10) 公共事業の環境影響評価	91.5	6.4	92.3	7.7	14.6	18.6
(11) 庁舎の E S C O 事業導入	12.8	55.3	7.7	46.2	1.9	11.1

（注）網掛けは、「実施中」「検討中」の 40% 以上を示す。

【市区町村の属性別の特徴】

- 市区町村における事業者・消費者としての環境保全に資する率先実行状況を人口別にみると、“職員個人レベルのオフィスでできる環境配慮行動”については、すべての人口規模・項目で4割以上の実施率となっている。全般的には人口規模が大きいほど、その実施率は高くなる傾向にある（図表3-73）。
- “組織として体制やシステム構築が必要な環境配慮行動”については、ほぼすべての項目において、人口規模が大きいほど、その実施率は急速に高くなる。特に、「10万人以上」では、7割以上の団体が『環境配慮型商品の発注』『ノー残業デー』『低公害車の導入』『公共交通・自転車の利用』『職員の環境研修』『率先実行計画の制定』を既に実施し、さらに6割が『自然エネルギーの利用』『環境マネジメントの導入』を実施し、5割が『受注業者等への環境保全運動推進』をしている。

図表3-73 市区町村における事業者・消費者としての率先実行状況（人口別）

（職員個人レベルのオフィスでできる環境配慮行動）

(%)

率先実行項目	1万人未満	1~3万人未満	3~5万人未満	5~10万人未満	10万人以上
(1)昼休みの消灯	88.9	87.6	94.8	96.8	99.5
(2)ゴミの分別回収	85.3	88.5	95.3	96.3	100.0
(3)適正冷暖房	78.7	83.9	95.3	97.4	99.5
(4)両面コピー	75.3	81.1	91.7	95.8	98.6
(5)O A機器の電源	65.2	70.2	87.0	87.8	95.7
(6)節水	63.2	70.4	86.5	89.4	96.1
(7)階段利用	52.4	61.5	83.9	88.9	91.8
(8)夏季の軽装	49.6	59.5	79.2	79.9	78.7

（組織として体制やシステム構築が必要な環境配慮行動）

(%)

率先実行項目	1万人未満	1~3万人未満	3~5万人未満	5~10万人未満	10万人以上
(1)環境配慮型商品の発注	39.9	55.9	77.1	76.7	90.3
(2)ノー残業デー	29.8	48.0	70.3	89.4	91.8
(3)低公害車の導入	25.9	36.5	64.1	79.9	94.2
(4)公共交通・自転車の利用	16.3	34.3	56.8	68.3	87.4
(5)職員の環境研修	13.2	24.4	42.7	58.7	81.6
(6)率先実行計画の制定	10.0	19.1	44.8	54.0	76.3
(7)環境保全運動推進	14.9	21.2	28.6	35.4	48.8
(8)自然エネルギーの利用	8.9	13.9	29.2	33.9	65.7
(9)環境マネジメントの導入	5.5	14.2	27.6	40.7	62.3
(10)公共事業の環境影響評価	7.0	11.5	25.0	25.4	33.8
(11)庁舎のE S C O事業導入	1.3	1.5	1.6	2.1	4.8

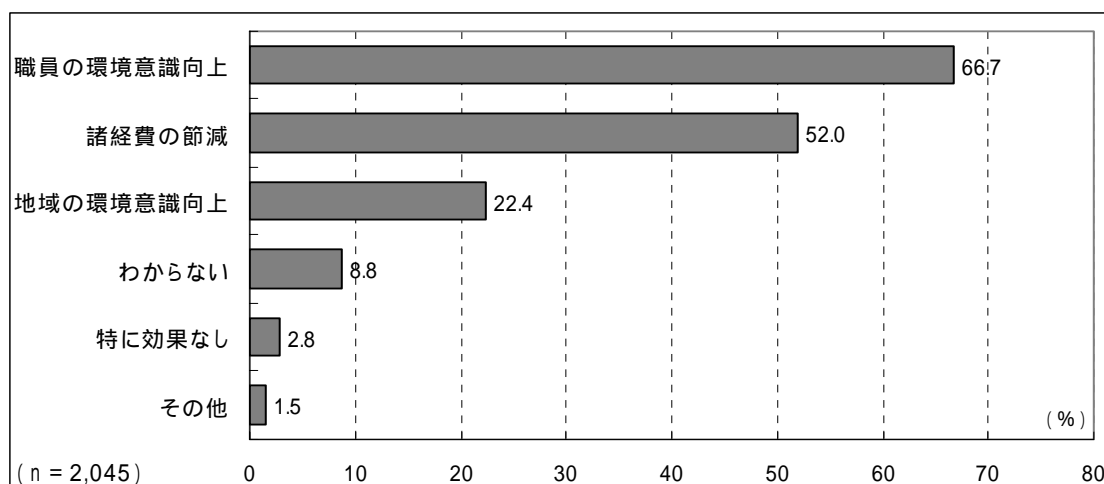
(注)網掛けは、実施率40%以上を示す。

(2)環境保全行動の率先実行による効果 (問 19-1)

【全体的な傾向】

- 地方公共団体における環境保全行動の率先実行による効果については、『職員の環境意識向上』(66.7%)をあげる団体が最も多い。これは、前述のとおり率先実行では“職員個人レベルのオフィスでできる環境配慮行動”が多くを占めていることと符合する(図表 3-74)。
- 次いで、『諸経費の節約』(52.0%)があげられているが、率先実行の上位8項目は職員個人レベルではあるものの、省エネや紙や水などの資源節約が中心であることとも符合する。また、『地域の環境意識向上』(22.4%)にもある程度貢献している。

図表 3-74 環境保全行動の率先実行による効果(全体)



(注) 前問 19 の率先実行を一つでも実施している 2,045 団体のみを対象とする。

【基本属性別の特徴】

- 環境保全行動の率先実行による効果について、都道府県と政令指定都市では、『職員の環境意識向上』(それぞれ 95.7%、84.6%)や『諸経費の節約』(それぞれ 84.8%、61.5%)が著しい。市区町村でも効果は低くないが、5～6割強の団体にとどまっている(図表 3-75)。
- 『地域の環境意識向上』については、2～4割の団体があげている。なお、『特に効果無し』は、都道府県では皆無であるが、政令指定都市では『わからない』が7.7%、市区町村では1割弱を占めている。

図表 3-75 環境保全行動の率先実行による効果(基本属性別:複数回答)  
n = 2,045 (%)

率先実行項目	都道府県 n = 47	政令都市 n = 13	市区町村 n = 1,986
職員の環境意識向上	95.7	84.6	66.0
諸経費の節約	84.8	61.5	51.2
地域の環境意識向上	41.3	46.2	21.9
わからない	0.0	7.7	9.0
特に効果無し	0.0	0.0	2.9

(注) 網掛けは50%以上を示す。

【市区町村の属性別の特徴】

- 環境保全行動の率先実行による効果について、市区町村の人口規模別にみると、『職員の環境意識向上』をあげる団体は、いずれの人口規模においても5割以上を占めるが、規模の増加とともにその割合も上昇する。「1万人未満」では58.0%、「10万人以上」では86.0%である(図表3-76)。
- 『諸経費の節減』をあげる団体は、人口規模にあまり関係なくそれぞれ約5～6割である。これは、現在の経費削減効果が職員個人レベルの取組によっているためと考えられる。
- 『わからない』や『特に効果なし』についても、あまり人口規模には関係しないが、3万人未満の団体でやや多くなる傾向がある。

図表3-76 市区町村における環境保全行動の率先実行による効果(人口別:複数回答)

n = 1,986

(%)

率先実行項目	1万人未満	1~3万人未満	3~5万人未満	5~10万人未満	10万人以上
職員の環境意識向上	58.0	64.8	72.4	77.2	86.0
諸経費の節減	48.2	47.6	62.0	56.6	59.4
地域の環境意識向上	24.2	20.4	23.4	16.4	20.3
わからない	11.0	9.3	6.8	7.4	3.9
特に効果無し	3.6	3.3	1.6	2.6	0.5

(注) 網掛けは40%以上を示す。

## 7-2 環境マネジメントシステムの導入状況

### (1) 環境マネジメントシステムの導入部門 (問 19-2 : 自由記述)

#### 【都道府県の特徴】

- 回答のあった 44 都道府県のうち、『本庁舎』に環境マネジメントシステムを導入しているのは 40 団体(90.9%)であり、他の施設・機関に比べて最も多い。次いで『試験研究機関』(18 団体 : 40.9%)、『合同庁舎』(12 団体 : 27.3%)となる(図表 3-77)。
- 東京都の埋立処分場や大阪府の浄水場にユニークな導入事例がみられた。

図表 3-77 都道府県における環境マネジメントシステムの導入部門(重複あり)

環境マネジメントシステムの導入部門	都道府県数 (n = 44)	比率 (%)	備 考
本庁舎	40	90.9	-
試験研究機関	18	40.9	工業技術センター、環境研究センターなど
合同庁舎	12	27.3	分庁舎、事務所など
警察庁舎	7	15.9	-
知事部局他	6	13.6	-
県立学校(教育委員会を含む)	5	11.4	北海道、青森県、栃木県、群馬県、三重県
県立病院(医療機関)	3	6.8	岩手県、岐阜県、三重県
議会庁舎	2	4.5	宮城県、福井県
埋立処分場	1	2.3	東京都
浄水場	1	2.3	大阪府
研修所	1	2.3	島根県
各種委員会	1	2.3	北海道

(注)「すべての機関」の回答は本庁舎に含めた。また、年度計画で拡大中の部門を含む。

#### 【政令指定都市の特徴】

- 環境マネジメントシステムの導入部門について、政令指定都市では 13 団体のうち 12 団体から回答があった。『本庁舎』対象とするのは 10 団体であり、『清掃工場(ごみ処理センター、焼却場など)』が 7 団体である。
- 福岡市では市独自の「率先実行計画」により、簡易な環境マネジメントシステムを広範囲で運用している。札幌市では対象範囲が学校を除く全組織である。

#### 【東京 23 区の特徴】

- 環境マネジメントシステムの導入部門について、東京 23 区では 19 団体から回答があった。17 団体が『本庁舎』を対象とするが、幼稚園や小・中学校等への導入事例が増えている。

#### 【市町村の特徴】

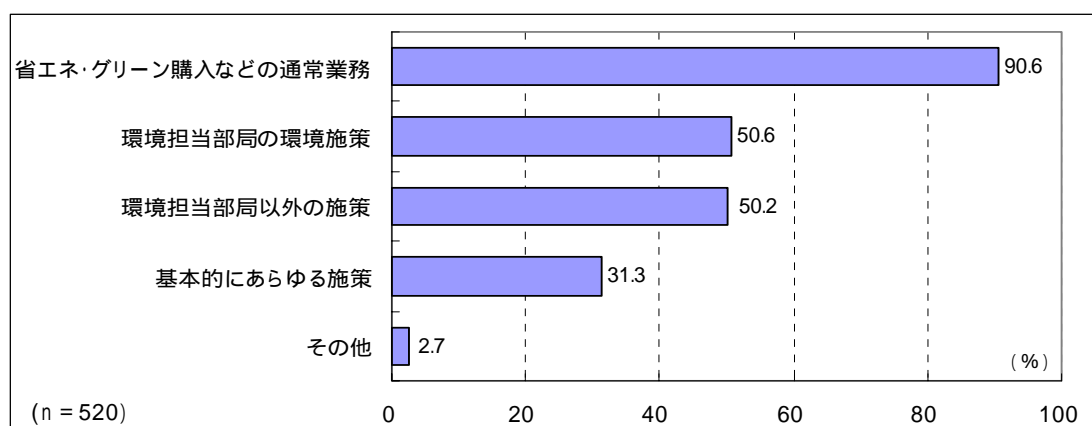
- 市区町村における環境マネジメントシステムの導入(必ずしも ISO14001 認証ではない)部門で最も多いのは『本庁舎』であり、392 団体の中で 10 団体以外が対象としている。この 10 団体では、清掃工場、塵介処理センター、浄水場、下水処理施設、し尿処理場、病院、学校給食センターなどを対象としている。

(2)「本庁舎」における環境マネジメントシステムの対象活動（問 19-3）

【全体的な傾向】

- 本庁舎に環境マネジメントシステムを導入した 520 の回答団体について、同システムの対象とする活動の中で最も多いのは『省エネ・グリーン購入などの通常業務』（90.6%）で約 9 割となっている（図表 3-78）。
- 『環境担当部局の環境施策』（50.6%）と『環境担当部局以外の環境に影響を与える施策』（50.2%）はともに約 5 割であるが、『基本的にあらゆる施策』（31.3%）は 3 割強にとどまる。

図表 3-78 本庁舎の環境マネジメントシステムの対象活動（全体）



(注)環境マネジメントシステムを導入し、本庁舎がその対象範囲となっている 520 団体のみ。

【基本属性別の特徴】

- 本庁舎の環境マネジメントシステムについて、都道府県ではその対象活動を広くとる団体が多く、『省エネ・グリーン購入などの通常業務』（92.5%）は 9 割を超える。『環境担当部局の環境施策』（70.0%）と『環境担当部局以外の施策』（70.0%）はともに 7 割の団体が活動対象とし、『基本的にあらゆる施策』（42.5%）を対象とする団体も 4 割を超す（図表 3-79）。
- 政令指定都市や市区町村でも、約 9 割の団体が『省エネ・グリーン購入などの通常業務』を対象とするが、『環境担当部局の環境施策』と『環境担当部局以外の施策』は約 5 割である。『基本的にあらゆる施策』は約 3 割であり、都道府県に比べて少ない。

図表 3-79 本庁舎の環境マネジメントシステムの対象活動（基本属性別：複数回答）

対象活動	基本属性別 (%)		
	都道府県 n = 40	政令都市 n = 10	市区町村 n = 470
省エネ・グリーン購入などの通常業務	92.5	90.0	90.4
環境担当部局の環境施策	70.0	50.0	48.9
環境担当部局以外の施策	70.0	50.0	48.5
基本的にあらゆる施策	42.5	30.0	30.4

(注)網掛けは 50%以上を示す。

【市区町村の属性別の特徴】

- 本庁舎の環境マネジメントシステムの対象活動について、市区町村の人口規模別にみると、『省エネ・グリーン購入などの通常業務』とする団体はいずれも9割前後を占め、人口規模による違いはあまりない。「1万人未満」で89.7%、「10万人以上」でも91.4%である(図表3-80)。
- 『環境担当部局の環境施策』と『環境担当部局以外の施策』を対象活動とする団体の割合は、人口規模の増加とともに上昇する。「1万人未満」で約2割、「3~5万人未満」で約6割、「10万人以上」では7割を超す。一方、『基本的にあらゆる施策』を対象活動とする団体の割合については、人口規模による違いは比較的少なく2~4割である。

図表 3-80 市区町村における本庁舎の環境マネジメントシステムの対象活動(人口別:複数回答)

n = 470

(%)

対 象 活 動	1万人未満	1~3万人未満	3~5万人未満	5~10万人未満	10万人以上
省エネ・グリーン購入などの通常業務	89.7	90.4	95.0	86.1	91.4
環境担当部局の環境施策	23.4	38.6	58.3	55.6	74.1
環境担当部局以外の施策	21.5	37.7	56.7	63.9	71.6
基本的にあらゆる施策	16.8	27.2	35.0	38.9	38.8

(注) 網掛けは50%以上を示す。